

戸田市部活動方針

平成30年8月
(令和5年4月 一部改定)

はじめに

部活動は、これまで、顧問の教師や保護者、地域の人々に支えられながら、興味や関心を共通にする生徒の自主的・自発的な参加による取組として親しまれてきた。部活動において、生徒はそれぞれが目標を持って努力し、学年や学級を超えて互いに切磋琢磨し合う中で、仲間との連帯感や協調性、自主性、責任感、自己肯定感などを養ってきた。

一方で、大会等に向けた過度な練習による教師の多忙化や生徒の肉体的、精神的な負荷による学業への影響等の課題が顕在化していたため、その実態と生徒や保護者、教師等のニーズを踏まえ、学校における部活動の運営体制を根本的に見直す必要が指摘されていた。そこで、本市教育委員会は平成 29 年 10 月に校長会、教頭会、各中学校の部活動顧問、部活動指導員及び P T A の代表から成る「戸田市部活動の在り方検討委員会」を設置し、本市における部活動の実態を明らかにするための実態調査を行うとともに、適正かつ継続的な部活動の運営体制の在り方に係る方向性を議論し、これを踏まえて「戸田市部活動方針」を策定した。

今後、本市教育委員会は本方針を各学校や関係者に十分周知する。また、各学校は本方針を踏まえて部活動に係る活動方針を定め、校長のリーダーシップの下、関係者と連携しながら持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。

目 次

1	部活動の位置付け	1
2	各学校の取組	2
	(1) 活動計画の共有	
	(2) 休養日の設定	
	(3) 活動時間の設定	
	(4) 早朝練習の禁止	
	(5) 参加する大会等の精選	
	(6) 体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等	
3	教育委員会の取組	4

1 部活動の位置付け

部活動の法的位置付けについて、中学校学習指導要領（平成29年改訂）においては以下のように示されている。ここに示すとおり、部活動は教育課程外に行われる学校教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性を持つ。学校教育全体で目指す資質・能力の育成に資するよう教育課程との連携を図るべきこと、また、関係者との連携等を通じて部活動の持続可能な運営体制を整備すべきことが求められている。

○中学校学習指導要領（平成29年改訂）（抄）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 各学校の取組

（1）活動計画の共有

部活動の顧問となる教師（以下「部活動顧問」という。）は、部活動の運営について生徒や保護者等の関係者の理解を得て連携してこれに取り組むため、以下にしたがって部活動の活動計画を作成し、関係者と共有する。

- ① 部活動顧問は、担当する部活動の目標や方針、活動日や休養日、活動時間や参加する大会やコンクール（以下「大会等」という。）を明確にした年間及び月間の活動計画を作成する。このうち年間の活動計画は年度当初に、月間の活動計画は前々月までに作成し、それぞれを校長に提出する。
- ② 校長は、提出された活動計画を確認し、生徒及び部活動顧問の負担への配慮等の観点か

ら必要に応じて指導する。

- ③ 部活動顧問は、活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知し、部活動運営に関して理解・協力を得る。

(2) 休養日の設定

休養日は以下のとおり設定する。

- ① 学期中及び長期休業中において、1週間のうち2日以上（月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に1日以上）を休養日に設定する。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。

なお、定期テストの1週間前及び学校閉庁日は休養日とする。

- ② 中学校体育連盟が主催する2大会（学校総合体育大会・新人体育大会）や吹奏楽連盟が主催する2コンクール等（県吹奏楽コンクール・県アンサンブルコンテスト）に参加する場合は、その開催日の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。校長は、本承認に当たり生徒及び部活動顧問の負担等に十分配慮する。

(3) 活動時間の設定

活動時間は以下のとおり設定する。

- ① 平日の活動時間は1日2時間以内とする。また、下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は3時間程度以内とする。

- ② (2) ②の大会等の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。この場合においても、活動時間は週16時間を超えないよう配慮する。

(4) 早朝練習の禁止

早朝練習は行わない。

(5) 参加する大会等の精選

休養日や活動時間の例外を設けることができる2大会等を含めた大会等への参加については、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた適切な範囲内とする。また、大会等に参加するに当たっては、部活動顧問は費用負担や交通手段も含めて保護者に十分な説明を行う。

(6) 体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等

部活動顧問は、上記「1. 部活動の位置付け」に示すような部活動の位置付けを踏まえ、大会等における勝利のみを至上の目的とするような行き過ぎた指導を避け、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底する。特に、以下のことに留意する。

- ① 部活動顧問は、指導と称して殴る・蹴るなどの暴力を行わないのはもちろんのこと、威圧的な言葉による指導も体罰に当たるため許されないとの認識を持ち、これらの行為を絶対に行わない。
- ② 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。
- ③ 部活動顧問は、生徒の事故防止のための必要な措置について生徒と保護者への啓発を行う。また、特に運動部活動については、部活動実施前の準備運動と実施後の整理運動をしっかりと行わせる。器具や用具を使う場合は、使用前の安全確認と使用方法を生徒に十分に指導する。
- ④ 部活動を行う場合には、部活動顧問が学校の敷地内にいることとし、特に早朝練習を行う場合には部活動顧問が必ずこれに立ち会う。部活動顧問がこれらを行えない場合には、代理の者にこれを行わせることができる。
- ⑤ 部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては水分補給や休憩をしっかりと行い、熱中症に十分配慮する。また、暴風や雷等の場合には部活動の中止の判断を的確に行う。
- ⑥ 部活動顧問は、生徒に対して自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、生徒の健康状態には常に留意し、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず早期に対応する。生徒の健康状態については必要に応じて保護者とも情報共有をする。
- ⑦ 各学校はAED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底する。緊急時には消防機関等と適切に連携して対応する。

3 教育委員会の取組

本市教育委員会は、各学校における部活動の持続可能な運営体制の構築と質の高い部活動を通じた生徒の資質・能力の向上のため、産学官民と連携しながら、部活動顧問の負担軽減や指導の充実等を促すための取組を積極的に行う。例えば、各学校のスポーツ施設等との連携や部活動指導員の積極的な活用を支援していく。

(参考) 部活動指導員については、平成29年4月の学校教育法施行規則の改正により制度化され、部活動顧問を伴わない生徒の引率や指導が可能となった。

附則

この方針は、平成30年8月1日からの運用とする。

附則

この方針の一部を改定し、令和5年4月1日からの運用とする。